

受付印 年 月 日 千葉県自動車税事務所長 様	申(納)税 請(義)務 者(者)	住所又は所在地	〒
		フリガナ	
		氏名又は名称及び代表者氏名	
		電話	()

自動車税(環境性能割・種別割)減免申請書

下記の自動車について自動車税の環境性能割及び種別割の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

自 動 車 の 表 示	自動車登録番号				かな					登 録 年 月 日	年 月 日
	種 別								用 途		
	車 体 の 形 状								車 名		
	型 式								乗車定員又は 最大積載量	人 k g	
	総排気量又は 定格出力								L KW	車 台 番 号	
	所 有 者	住所又は 所在地									
		氏名又は 名称									
	使 用 者	住所又は 所在地									
氏名又は 名称											
使用の本拠の位置											
減免を受けようとする 環 境 性 能 割	年 度		年 度		税 額						円
減免を受けようとする 種 別 割	年 度		年 度		税 額						円
減免を受けようとする事由 及びその発生日										年 月 日	
特別仕様 (構造変更) の内容											
構造変更 (特別仕様) に要した費用	【自動車税の環境性能割の一部減免の場合に記入 (条例第74条の6第2項第1号又は第2号)】										円

◎ 8 ナンバー以外は、自動車税(種別割)は減免になりません。

注1 この申請書は、千葉県税条例第74条の6第1項第4号、第2項第1号又は第2号、第80条第1項第3号の規定による減免を受けようとする場合に使用してください。

2 この申請をする場合は、裏面に掲げる区分ごとの書類を添付しなければなりません。

規則第101号様式の15 その三（裏面）

1 この申請書は、以下の減免申請の場合に使用してください。

- | | |
|---------|--------------------------|
| (1) | 自動車税の環境性能割・種別割が減免 |
| (2)～(4) | 自動車税の環境性能割のみ減免 |

- (1) 構造上もっぱら身体障害者等の利用に供する自動車の取得（車検証の車体の形状が「車いす移動車」又は「入浴車」と記載されているもの）
- (2) 車検証の車体の形状が「車いす移動車」又は「入浴車」に該当しない自動車で、構造上身体障害者等の利用に供するために、車両の後部等から身体障害者等が車いすに座ったまま乗車できるタイプの自動車の取得
※減免対象：リフト又はスロープ等の車いす昇降装置及び車いす固定装置等の取り付けに要した課税標準額に自動車税の環境性能割の税率を乗じた額
- (3) 専ら身体障害者等が運転するための構造変更がなされた営業用自動車の取得（運転装置、制御装置が特別の使用により製造された自動車又は運転装置、制御装置等に構造変更が加えられた自動車で、タクシー等の用途に供されるもの）
※オートクラッチ、パワーステアリング等が標準仕様とされている自動車は減免の対象となりません。
※減免対象：当該装置の取り付けに要した課税標準額に自動車税の環境性能割の税率を乗じた額
- (4) 低床型バスの取得（「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」に基づき創設された「標準仕様ノンステップバス認定制度」の認定を受けたバス）
※減免対象：車いす固定装置やスロープ板、車高調整（ニーリング）機能等の装置の取り付けに要した課税標準額に自動車税の環境性能割の税率を乗じた額

2 添付書類

- ・上記1(1)に該当する場合は、自動車検査証記録事項が記載された書類
- ・上記1(2)～(4)に該当する場合は、次の書類
 - ①自動車検査証記録事項が記載された書類
 - ②税申告書の写し
 - ③写真（車両の前面、側面、後面及び構造変更部分）
 - ④構造変更に必要な金額を確認できる書類（明細書、カタログ等）

3 申請期限

- ・自動車税の環境性能割：自動車の登録の日から1月以内（期限を過ぎると減免となりませんので注意してください。）
- ・自動車税の種別割：納期限又は自動車の登録の日から1月以内（期限を過ぎて申請のあった場合は、申請のあった日の翌年度から減免となります。）

【問い合わせ】

千葉県自動車税事務所
〒260-8523 千葉市中央区問屋町1-1-1
TEL：043-243-2721
FAX：043-243-2555